

公立大学法人岡山県立大学 平成 28 年度 年度計画

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 「共通教育科目」を通じて、思考力や判断力を養い、豊かな教養と高い人間性を身に付けさせる教育を行う。
- イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の拡がりにつながる教育を行う。
- ウ 卒業研究を重点として、創造力と統合力を修得させる。
- エ 実験、演習及び実習の科目を中心としたアクティブ・ラーニングの取組や、地域を志向する教育プログラムとして新設した「岡山創生学」科目群による地域連携教育を通じて、コミュニケーション能力、課題解決能力及び継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(7) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 看護実践能力を育成するため、看護コアカリキュラムの項目に基づいて、必要な教育内容等について、引き続き点検・評価を行う。
- ・ 臨床の看護アセスメント能力を向上させるため、24年度カリキュラム改正による新科目である「看護アセスメント学」「臨床アセスメント学」の学修成果を踏まえ、授業内容・方法を改善する。
- ・ ヒューマンケアリング能力を育成するため、その能力をより客観的に評価できる評価表を作成する。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	目 標
看護師国家試験	100%
助産師国家試験	100%

② 栄養学科

- ・ 学生の実践力育成と職業意識の向上のため、臨地実習先等と教育・研究面での情報交換に努めるほか、県内の専門職域団体主催の研修会の情報を周知し、参加を奨励する。
- ・ 外国から招聘する講師による特別講義への学生の参加を奨励し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・ 管理栄養士国家試験の合格率向上を目指し、4年次生全員参加の業者模試・校内模試の実施及び成績掲示を定着化させるほか、合格ラインに達しない学生の個人指

導を行う。

○ 国家試験の合格率

試験名	目標
管理栄養士国家試験	97%

③ 保健福祉学科

- ・ 25年度から始まった新カリキュラムの成果と課題を引き続き点検する。
- ・ グローバル教育を推進するため、保健福祉学専攻が主催する国際セミナーへの学生の参加を奨励し、国際的な視野を涵養する。
- ・ e-learningによる学修支援システム導入後の成果と課題を点検し、システムのさらなる活用について検討する。

(社会福祉学専攻)

- ・ 社会福祉士国家試験対策として、引き続き、模擬試験を3回以上実施するとともに、学生主導の学習チームを支援する。
- ・ 基礎的知識と学習習慣の修得を目的に、新たな教材(国試対策ドリル)を導入し、3年生春休みから実施する。
- ・ 地域の福祉ニーズを把握することで社会福祉士の実践能力を高めることを目的に、地域の非営利団体と学生が意見交換する場を設定する。
- ・ 介護福祉士国家試験制度の適用開始が延期されたが、学力向上の一環として、介護福祉士国家試験の模擬試験回数を2回に増やすほか、引き続き「介護福祉士国試対策 e-learning」を活用した学習の実施と、学生主導の学習チームを支援する。
- ・ 地域の介護ニーズを把握することを目的に、関連団体と協力し地域住民との交流を企画・実施する。

○ 国家試験の合格率

試験名	目標
社会福祉士国家試験	80%

(子ども学専攻)

- ・ 4年間のまとめとなる「保育・教職実践演習(新規科目)」を円滑に実施し、実施後には専攻全体で成果と課題を点検する。
- ・ 幼稚園教諭教職課程の完成年次であることから、4年間の学修成果を評価するとともに、今後の方針について検討する。
- ・ 地域ニーズの理解と実践力の向上を目的に、地域の子育て関連施設の訪問、親子との交流事業、チュッピー広場を活用した授業の実施、現場実務者による講義等を実施する。

(イ) 情報工学部

- ・ 横断的情報系教育プログラムの基幹科目の学科単位での開講を進め、28年度は、

情報システム工学科及び人間情報工学科で「計算機アーキテクチャ」の開講を目指す。

- ・ 地元企業等と連携しインターンシップ等に係る教育カリキュラムの充実を図る。
- ・ 27年度から学科名を変更した人間情報工学科では、これまでの高校訪問を踏まえ、訪問時期及び訪問先高校の見直しを行う。また、訪問時等に情報工学部他学科との教育研究の違い、スポーツシステム工学科(旧学科名)卒業生の進路の特徴と実績を説明し、志願者増につなげる。

(ウ) デザイン学部

- ・ 4領域再編後、4年目を迎えることから、4年間の学修成果を評価し、今後の方針に反映させる。
- ・ 27年度に開設した「デザインプロジェクト演習」の点検・改善を行い、COC+事業と連携した形での授業に反映する。
- ・ 文部科学省「大学教育再生加速プログラム（インターンシップ等を通じた教育強化）」の成果を、COC+事業と連携した今後のインターンシップの取組に活用する。
- ・ 27年度に整備した「アクティブ・ラーニングシステム」での体験型授業を拡充するため、タブレット端末を活用した授業プログラム開発のためのセミナーを企画・実施する。
- ・ 大学院生との合同授業や大学院生から研究科の教育・研究活動等、学修状況の説明指導の機会を設け、大学院進学への動機付けを図る。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

[博士前期課程]

① 看護学専攻

- ・ 各講座のゼミナールの内容の充実を図りながら、看護学専攻としてのゼミナールを次のとおり実施するほか、中間発表会を4回以上行う。

[予定するゼミナール]

基礎看護学講座 6回

発達看護学講座 6回

広域看護学講座 12回

- ・ 修士論文提出後は、学会発表及び学術雑誌への投稿をサポートする。
- ・ 国際的な視野の醸成及び英語力向上を目的に、外国人講師を招聘し、講義や演習を実施するほか、国際保健看護論演習をネパールで実施する。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	目標
保健師国家試験	100%

② 栄養学専攻

- ・ 日中韓トライアングル協定の大学間で実施している「食と健康」をテーマとする

合同カンファレンス（28年度はウソン大学校で開催予定）等への大学院生の参加を奨励し、国際的な視野を涵養する。

- ・ 最新の研究動向を知り、今後の研究に活かすため、国内外で開催される学会等に大学院生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。

③ 保健福祉学専攻

- ・ 保健福祉学専攻が主催する国際セミナーに、大学院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。
- ・ 問題解決能力等を有する高度な専門職の育成のため、国内外で開催される学会等に大学院生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。

[博士後期課程]

① 看護学大講座

- ・ 大学院生を国際学会や海外研究者の講演、学術協定大学の教員とのディスカッションの場へ参加させるほか、英語での論文執筆を奨励し、英語力と自らのスキルの向上を支援する。
- ・ 修得した看護能力を地域貢献に結びつけるため、看護関係機関職員等を対象としたセミナー等で、研究成果を発表する機会を設ける。

② 栄養学大講座

- ・ 大学院生に、国内外で開催される国際会議への参加、研究成果の口頭発表及び国際誌への投稿を奨励する。
- ・ 日中韓トライアングル協定に基づく合同カンファレンス等への大学院生の参加を奨励し、学生交流行事に関しては、企画段階から参加させる。

③ 保健福祉学大講座

- ・ 保健福祉学専攻が主催する国際セミナーに大学院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。
- ・ 国内外の学会における英語による研究成果の発表を奨励する。

(イ) 情報系工学研究科

[博士前期課程]

- ・ 5領域から3領域に再編した教育カリキュラムを円滑に実施し、学士教育課程及び博士後期課程との接続性を高める。
- ・ 学生の所属領域と履修科目領域の対応調査を行い、社会における各領域技術の多様化、高度化に対応できるように必要な教育内容の改善を図る。

[博士後期課程]

- ・ 研究アドバイザー教員制の導入後の状況を見ながら、他領域との調整効果等を検証し、拡充を図る。

(ウ) デザイン学研究科

[修士課程]

- ・ 前年度に引き続き、実践者、研究者としてのデザイナー育成のための研究指導とともに、研究に対するモチベーションの向上を図る。
- ・ 国際交流協定締結大学の院生との交流を促進し、研究の質向上を目指す。
- ・ 29年度からの実施を目標に、修了研究の予備審査を試行する。また、研究成果物の構成・様式等について見直しを行う。
- ・ 学会での発表を研究指導に取り入れるとともに、産学官プロジェクトについては、学生が企画段階から参画できるよう支援し、発表件数の増加に努める。
- ・ 学部生との合同授業の実施や大学院生自らが研究科の教育・研究活動等について説明する機会を設ける等、内部進学者の確保に努めるとともに、オープンキャンパスを実施し、外部志願者の増加を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・ オープンキャンパスや進学ガイダンス等の入試広報では、アドミッション・ポリシーをディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに関連付けて、高校生等に分かりやすく説明する。
- ・ 入学者を適切に選抜するため、選抜方式（推薦・一般）ごとの入試成績、入学後の学生の能力・適性、大学の教育方針など様々な角度から、また、各学部学科の特性を考慮し、選抜方法及び試験内容について必要な見直しを行う。
- ・ 32年度入試改革を見据え、本学の専門性及各学部学科の特性を考慮した選抜方式を検討する。

イ 教育課程

(ア)

- ・ 「共通教育科目」における教育内容、方法及び実施状況の点検を進め、中・長期的な改定案の作成を進める。
- ・ 29年度から導入するクォーター制については、科目の特徴や学修成果を踏まえ、時間割りの編成を行う。
- ・ 28年度にスタートする社会連携科目について、学修成果が上がるよう、大学教育開発センターと連携を図りながら、特に学部及び学科の専門科目と横断的に関係する科目については、学部・学科と連携し、授業点検及び評価、改善を進める。

(イ) 国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、次の取組を行う。

- ・ 国際交流センターにおける各外国語村(英語・韓国語・中国語)及びスカイプ英語の学修成果について点検し、語学教育との連携を充実する。
- ・ 28年度から実施する英語新教育カリキュラムを、旧カリキュラムと比較し、学修成果の点検方法を検討する。
- ・ 29年度から導入するクォーター制をにらみ、共通教育科目のサブカテゴリー「国際」及び専門教育課程において、スタディ・ツアー等の単位化(授業科目化)を検討

- する。
- (ウ) 学士課程に求められる社会の様々な要請に適切に対応するため、次の取組を行う。
- ・ 高等学校教育との効果的な接続が図られるよう、高校における「出前講座」「出張ガイダンス」及び本学における「高校生のための大学授業開放」など、多くの高校生が参加できる事業を実施する。
 - ・ COC+事業の選定を受け、引き続きカリキュラムの見直しや導入を検討し、社会や地域のニーズに対応できる能力を育成する。また副専攻「岡山創生学」の履修を通じて授与する「地域創生推進士」の称号の認定基準を検討する。
 - ・ 「共通教育カリキュラムマップ」を作成し、ホームページへ公開する。
- (エ) 大学院の課程では、専攻分野の教育を深めるとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を育成するために次の取組を行う。
- ・ 大学院課程全体でのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、その上で全ての研究科に共通する科目の編成を検討する。
 - ・ 大学院生を国内外の学会、学外研究会等に積極的に参加させ、研究成果の発表を行う。また、視野を広げるための情報収集を奨励し、成果の報告を義務づける。
 - ・ 大学院生を県内の企業、自治体及び民間団体が関与する各種の連携活動やフィールド研究に参加させ、問題の提起・解決能力を向上させる。

ウ 教育方法

- (ア) 大学教育に円滑に移行できるように、次の取組を継続する。
- ・ 推薦入学者に対する入学前教育を各学部・学科の特性に応じて実施する。
 - ・ 入学者全員を対象に、入学後の学習状況についてアンケート調査を行い、入学前教育のあり方を改善する。
- (イ) 学士課程教育で、基礎知識や応用能力の修得と豊かな人間性を涵養するために次の取組を行う。
- ・ 専門教育を修得する上で重要な共通教育科目の履修指導を引き続き行う。
 - ・ 新入生対象の「フレッシュマンセミナー」において、各学部・学科に求められる資質や基礎知識が身につく教育を行う。
 - ・ 新入生の基礎知識並びに応用能力の修得状況について、効果的な評価方法を検討する。
 - ・ 共通教育科目について、COC+事業とも連携し、アクティブラーニングの導入をさらに進める。
- (ロ) 専攻分野における研究能力を向上させ、広い視野で主体的に問題発見・問題解決ができる能力を修得させるとともに、社会のニーズを的確に把握した研究を推進するため、次の取組を行う。
- ・ 領域ゼミや専攻中間発表会等を活発に行う。
 - ・ 専門領域のみでなく、他の領域の授業も積極的に受講させる。

- ・ 行政や産業界等に対して、研究成果を用いて積極的に提言・提案を行う。
- ・ 他大学や研究機関の研究者や大学院生との研究交流を積極的に行う。

(エ)

- ・ 29年度に全学情報システムが運用開始され、シラバスにも活用されることから、29年度用シラバス様式の策定に向けて点検と改善を実施するとともに、各種設定の効率化や動作安定性の確保が図られるようシステム設計を行う。
- ・ 27年度から導入した成績評価(GPA制度)を検証し、今後の活用方法等を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員の配置等

- ・ 中期計画中の削減方針(9名削減)に基づく削減を着実に進める一方、教育の質の低下を招かないよう、全学的視点で教員の配置を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) 語学教育推進室では、次の取組を行う。

- ・ 28年度から実施する新しい英語教育プログラム(ELP)の学修成果の点検を行い、評価方法について検討する。
- ・ 共通教育から学部・学科への繋がりを考慮した、4年間に渡る英語教育について検討する。
- ・ 29年度から導入するクォーター制にスムーズに移行するために、専任教員と非常勤講師との連携、また、専任教員間のさらなる連携を進める。
- ・ 長期休業中のCALL教室の利用について周知を進め、利用を増やす取り組みを継続する。
- ・ 英語学修成果の経年変化を把握するため、28年度から入学直後と2年次秋の2回、全学的にTOEIC IPテストを実施する。

○TOEIC IPテストの目標

項目	目標
500点以上取得者数	50人
必修受験者の平均スコア	390点

※26年度から、中級英語Ⅱ履修者全員受験

(イ) 情報教育推進室では、次の取組を行う。

- ・ 28年度入学生において、「情報リテラシー基礎」を発展的に廃止し、新たに「コンピュータ演習Ⅱ」を開設し、情報リテラシーに関する講義、演習を行う。
- ・ 学生への情報処理演習室の開放は、講義との調整を行い、最大限の開放日数を確保する。
- ・ 情報処理演習室を語学演習室と連携して、より効果的な運用を図ることにより、情報処理教育はもとより、語学教育におけるICT利用をサポートする。

情報基盤活用推進センターでは、次の取組を行う。

- ・ 全学情報システム（学務系）の 29 年度運用開始に向けて関係部署と連携して設計・構築を行う。また、利用目的ごとに運用ルールを策定し、研修を計画・実施する。
 - ・ 情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティに関する研修会を開催する。
- (ウ)健康・スポーツ教育推進室(旧健康・スポーツ推進センター)では、次の取組を行う。
- ・ 授業で使用していない時間帯のスポーツ施設の学内開放を実施し、学生及び教職員の健康維持増進を支援する。
 - ・ 学友会と連携し、スポーツ施設・設備の点検・補修や貸出用スポーツ用具の補充を行う。
 - ・ 地域住民を対象にしたスポーツ大会や講演会の開催や、スポーツ施設の学外開放により、幅広い年齢層に対してスポーツを通じた地域貢献に寄与する。
- (エ)附属図書館では、図書館の利用形態等の変化に対応して、以下の取組を行う。
- ・ 28 年度から学外利用者の年齢制限を廃止したことから、周知をはかる。
 - ・ 授業の一環として図書館ガイダンスを行い、学生の図書館利用向上に取り組む。
 - ・ 図書館ホームページの内容を充実させ、学内外や留学生をはじめとした外国人利用者にも利用できるサイトにする。
 - ・ 視聴覚資料を利用頻度の観点から見直し、ニーズに基づき最適化を図る。
 - ・ ラウンジ内のラーニングコモンズスペースに設けた電子黒板の利用を学生に周知し、活用の促進を図る。
 - ・ データベース・電子ジャーナルの利用促進を目的として、利用者やスタッフを対象に講習会を開催する。

ウ 教育の質の改善

- (ア)大学教育開発センターにおいて FD 活動の企画・実施等を行い、結果を点検する。その結果を基に、評価委員会は、FD 活動の評価を行い、次年度以降の改善に繋げる。また、大学教育開発センターでは、学外の有識者による FD 活動に関する研修会及び教育開発講座を企画・実施する。また、各部会主催のワークショップについては、一部に学生主導のプログラムを設け、各部会 1 回程度開催する。
- (イ)評価委員会において、27 年度に試行した教員の個人評価を検証し、評価項目、評価方法、実施方法等の見直しを行う。
- 大学教育開発センターにおいて、学生の授業評価アンケートの項目の見直し及び学修成果における検証方法の改善を行い、その結果を教育内容及び授業方法の改善に役立てる。
- また、28 年度末に稼働予定の全学情報システムを利用した Web アンケートへの移行を検討する。
- (ウ)「教育年報 2015」は、大学教育開発センターにおいて、組織改革や地域連携教育

(COC+事業)の実施等に併せ一部構成や項目の見直しを行った上で、本学の教育研究活動の成果をわかりやすく取りまとめる。

また、「教育年報 2015」を学内外に周知するとともに、教育研究活動のさらなる発展と改革のための基礎資料として、評価委員会等における点検活動に活用する。
(エ)教育力向上支援事業は、本学の運営方針である「共通教育への教養教育の積極的導入」「国際交流の促進とグローバル教育の推進」及び「戦略的な地域貢献」を強化するための新規の取組に加えて、COC+関連事業を優先的に採択することとする。

採択件数	22 件
配分額	9,970 千円

さらに、取組期間内において一定の教育力向上が図られた事業については、その取組を学部等における取組に発展できるよう検討する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学生会館内にラーニングコモンズ（28年度新設）を設け、学生の主体的活動を支援するとともに、自主学習や「おかやまボランティア演習」等でのグループワークに活用する。
- ・ 年度初めのオリエンテーション時に、学生支援のためのアドバイザー制度、学生相談室、学生支援室、学習支援のためのオフィスアワーなどの制度を周知する。また、相談内容に応じた支援を行う。
- ・ メンタル面における支援が必要な学生には、学生相談室（ほっとルーム）を中心に適切な対応に努める。
- ・ スマートフォンを利用した学生への情報提供については、新ホームページの開設（28年度）と全学情報システムの導入（29年度）に合わせて実施できるよう検討する。
- ・ 障害者差別解消法の施行をうけ、学生にも協力を呼び掛けて、学内で障害を持つ学生を支援する取り組みを検討する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページ等への掲載により周知する。

(3) 就職支援に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学生に幅広い職業観が身につくように、以下の取組を行う。

- ・ 「大学で学ぶ」及び「フレッシュマンセミナー」等を効果的に実施することにより、初年度から社会人基礎力等の涵養に向けて学生のキャリア形成を支援する。
- ・ OB・OGによるセミナーやホームカミング等の交流会を開催し、卒業生からの助言により、在学生のキャリア形成を支援する。

イ 学生のキャリア形成を支援するため、以下の取組を行う。

- ・ インターンシップの意義や重要性、募集に係る情報の取得方法等について、年度

初めにオリエンテーションを開催し、学生に周知する。

- ・ 岡山県中小企業団体中央会と連携して受入企業等との調整を行い、学生の円滑なインターンシップ活動を支援する。

また、総社市役所に加え、真庭市役所で新たに実施するインターンシップへの参加を学生に周知する。

- ・ ボランティアステーション（仮称）（28年度新設）等の活用により、ボランティア活動に関する情報を学生に提供するとともに、AMDA等との連携によるボランティア活動を引き続き支援する。
- ・ COC+事業の選定を受け、長期インターンシップとして学生の受け入れを行う県内企業を開拓する。

ウ 就職相談、各種ガイダンスや模擬試験については、以下の取組を行う。

- ・ 就職相談日を週3～4日に拡大する。
- ・ 就職活動の時期にあわせて、就職ガイダンス、模擬試験、自己分析検査などを実施するとともに、27年度に行ったアンケート調査の結果に基づき、学生のニーズに合った内容を企画・実施する。
- ・ 就職活動の選考開始時期が6月に変更されることを踏まえ、企業等の動向を把握し、学生が十分な就職活動が行えるよう支援する。
- ・ 求人等の就職関連情報を、学生が効率的に収集、活用できるようインターネットを通じた情報提供の充実を図る。

○28年度卒業生の就職率の目標

学部名	目標
保健福祉学部	100%
情報工学部	97%
デザイン学部	95%

[看護学科]

- ・ 就職進学ガイダンスにあわせて卒業生のホームカミングデーを実施し、就職試験対策などの情報収集の場を設ける。また、大学院生から試験の学習や保健師課程の学修状況などの説明機会を設ける。
- ・ 3・4年次生を対象に、面接マナー・履歴書の書き方などのガイダンスを実施する。

[栄養学科]

- ・ 領域別に、教員による専門職視点からの集団模擬面接等を実施する。
- ・ 個人進路指導を充実させ、学生の就職活動、精神面での支援を行う。

[保健福祉学科]

- ・ 福祉関係の仕事に就いている本学科卒業生に福祉事業所合同説明会に参加してもらい、卒業生との情報交換交流を図る。
- ・ 各学生の進路希望を的確に把握した上で、個別進路指導を充実する。

- ・ 教員・公立保育士採用試験の受験支援を行う。

[情報工学部]

- ・ 企業・業界説明会、卒業生のホームカミングの開催により、企業、卒業生、在学生の情報交換機会の拡大を図る。

[デザイン学部]

- ・ 文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」及び「大学教育再生加速プログラム（インターンシップ等を通じた教育強化）」でのノウハウを活かしながら、正課及び正課外の指導を通じてキャリア形成を支援する。
- ・ 県内企業を対象とした就職説明会を実施し、学生に情報提供を行う。

(4) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 留学生に対し、奨学金制度等の情報提供を行うとともに、日本での生活に不慣れな留学生に対し、チューターを活用などによる学習や生活面での支援を行う。
- ・ アパート等の住居の確保が困難な留学生に対し、留学生住宅総合補償制度を活用し大学が連帯保証人になるなどの支援を行う。
- ・ 留学生の現状把握や支援を目的に、引き続き、留学生連絡会議を開催する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

- ・ 学術研究推進センターでは、大学院新入生オリエンテーションにおいて全研究科・専攻を対象に研究倫理教育を行う。また、教職員を対象にしたコンプライアンス及び研究倫理教育の研修会を開催する。
- ・ 研究者としての教員の水準向上を目的に、学部・学科ごとに、次のとおり研究成果の目標を設定する。

[看護学科]

- ・ 学術論文(査読有り)の発表数は 40 以上、学会発表数は 70 以上を目指す。

[栄養学科]

- ・ 学術論文(査読有り)の発表数は 30 以上、学会発表数は 50 以上を目指す。

[保健福祉学科]

- ・ 学術論文等(紀要を除く)の発表数は 34 以上、学会発表数は 34 以上を目指す。

[情報工学部]

- ・ 学術論文と国際会議論文の発表数は、27 年度実績以上を目指す。

[デザイン学部]

- ・ 専門分野における依頼制作及び公募展入選以上の件数増を図るとともに、学会発表(査読論文応募を含む)の件数増を図る。
- ・ 国際交流協定締結大学間での教員の研究交流を促進し、海外での研究発表を行うなど、教員研究のグローバル化を推進する。

イ 研究者情報の発信

共同研究・受託研究や技術相談等が円滑に行われるよう、29年度から運用開始する「全学情報システム」を活用し、教育研究者総覧のデータベースの充実を図る。

ウ 大学として重点的に取り組む課題

- ・ 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)」を連携自治体や関係団体と協働して展開し、地域連携活動を拡大していく。
- ・ 教員の豊富な研究シーズや知識・技術をベースに、異分野の教員が協働で進める「領域・研究プロジェクト」を推進する。

エ 倫理審査

倫理審査規程等により、必要な審査を適正に行い、医学研究等における倫理的原則を遵守する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学術研究推進センター等で、特別研究費配分の有効性を検証する新たな方法及び特別研究費の効果的な運用方法を検討する。
- ・ OPU フォーラム 2016 において、全ての教員に研究成果発表を義務付ける。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア

- ・ 産学官及び地域との連携を緊密にし、地域の「地(知)の拠点」としての大学の機能強化を図る。
- ・ 地域共同研究機構では、COC+事業を推進するため、事業協働機関との連携・調整を行うコーディネーターを配置し、教育改革、域学連携及び産学連携の3つの柱のもとに各種事業を効果的に実施する。
- ・ 地域共同研究機構で実施する「領域・研究プロジェクト」等に重点的に取り組む。

(イ) 産学官連携推進センターでは、リエゾン機能の強化等により共同研究や受託研究等を積極的に推進する。

- ・ 外部資金の獲得を奨励するとともに、質の高い共同研究等を実施し、外部資金の更なる獲得を目指す。

○ 外部研究資金獲得目標

資金の種類	目標金額	目標件数
共同研究	30,000 千円以上	40 件以上
受託研究	55,000 千円以上	30 件以上
教育研究奨励寄附金	20,000 千円以上	40 件以上

(イ) 保健福祉推進センターでは、以下の取組を行う。

- ・ 保健福祉分野の専門家としてのスキル向上等を目的に研究会を開催する。

- ・ 地域住民の健康維持・増進を目的に、晴れの国「鬼ノ城カレッジ」を開催する
- ・ 県大そうじゃ子育てカレッジでは、学生とNPOとの協働授業等を、3学部学科と連携して行う。
- ・ 市町村等と連携し、一日保健福祉推進センターを実施する。
- ・ 県、総社市、吉備医師会の協力を得て、糖尿病相談室(個別の相談)を運営する。
- ・ 認定看護師教育センター(27年度廃止)で実施していた「糖尿病教室」を引き継いで実施する。
- ・ 糖尿病看護認定看護師教育課程修了生及び県内認定看護師のフォローアップを継続して行う。

(ウ) 認定看護師教育センター 《事業終了》

※ 28年3月末で認定看護師教育センターを廃止し、関連する社会貢献活動については保健福祉推進センターで継続して実施

(エ) 地域連携推進センター(27年度新設)では、次の取組を行う。

- ・ 本学が包括協定を締結している総社市、真庭市、笠岡市、備前市等と連携し、26年度末に発展的に解消した福祉・健康まちづくり推進センターが取り組む課題を含めより幅広い分野に関わる地域の課題の把握と解決に向けたプロジェクトを企画立案し、推進する。
- ・ 笠岡市やNPO等と連携して、笠岡諸島住民の疾病予防・健康増進に向けた調査研究を行う。

(オ) 地域貢献活動の成果発信については、Web化を継続するとともに、「社会貢献年報2015」を発行し、戦略的に広報活動を展開する。

また、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の活動報告書を作成し、情報発信を行う。

イ 県高等学校長協会や県内高等学校の進路指導担当教員との意見交換会を開催し、本学の教育方針や入学者選抜だけでなく就職支援といった卒業後の進路についても意見交換を行う。

高校における「出前講座」や「出張ガイダンス」を積極的に行い、高等学校教育との連携を進める。

(Ⅱ-1-(2)-イ-(ウ)) 再掲

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 地域共同研究機構が主導して「健康・福祉」、「地域環境」、「モノ・コトづくり」の3重点領域のもとに6プロジェクト程度の研究を推進する。

イ COC+事業の選定を受け、引き続きアクティブ・ラボ(出前研究室)を積極的に推進し、共同研究、受託研究等への展開を目指すとともに、企業の技術力・商品開発力の向上や情報発信の支援を行う。

○ アクティブ・ラボ実施件数

項目	目標
訪問企業数	45件

ウ OPU フォーラム 2016 を本学で開催し、本学の教育研究、社会連携活動等の実績を情報発信する。

特に、地域に根ざした大学として、また、地域の交流の場として次の三本柱をアピールする。

①教員の研究発表の場

本学教員のアピールの場として、研究発表を行う。

②地域・企業との交流の場

企業ニーズと本学のシーズのマッチングだけでなく、地（知）の拠点としての地域貢献・連携活動との交流を行う。

③学生を巻き込んだ全学的な情報発信の場

学生の主体的な参加を取り入れ、全学的な視点に立った情報発信を行う。

エ 産学官連携に関する情報発信については、引き続き、次の取組を行う。

- ・ 岡山県等の行政機関、岡山県産業振興財団や岡山商工会議所等の産業支援機関、金融機関等との連携をより一層強化し、情報収集を行う。
- ・ 積極的に本学の研究シーズを外部に発信するために「イノベーション・ジャパン 2016」等への出展を行う。
- ・ 学内関係者に対して、ホームページ、メール等で競争的資金の公募や産学官連携行事等の情報を発信する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際共同研究や、教職員・学生の相互交流を次のとおり推進する。

- ・ 国際共同研究数の目標を 12 件以上とする。

[看護学科]

トリブバン大学教員及び外国人特別研究員との共同研究の成果を、トリブバン大学病院等ネパールの看護師に還元し、ネパールにおける災害看護の構築に資する方策を検討する。

[栄養学科]

ハサヌディン大学から博士後期課程の学生を受け入れ、共同研究を発展させる。

[保健福祉学科]

保健福祉スタディ・ツアーを企画する。

[情報工学部]

四川大学の教員を招いて学術交流ワークショップを開催する。

[デザイン学部]

台湾の国立雲林科技大学、メキシコのモンテレイ工科大学及びモンテレイ大学と

の交流事業を双方の大学で実施する。

イ 国際交流協定の締結を進めるため、次の取組を行う。

- ・ 全学的な国際交流協定を増やす準備として、引き続き学部間交流協定の推進とアジア圏を中心に新規の交流先を開拓する。
- ・ 中国人国際交流員を引き続き活用し、中国を始めとした海外の協定先大学との交流等を促進する。

○ 国際交流協定締結大学数

項目	目標
締結大学数	16校

ウ 学生の海外研修推進と留学生の受入及び派遣を推進するために次の取組を行う。

- ・ 語学文化研修等の参加者、留学生の送り出しについては、学生への啓発に努める。
- ・ 日本語研修の実施等、留学生受入体制の整備を引き続き進める。
- ・ 25年度から開始したアデレード大学との語学文化研修の充実に努め、留学生の派遣等に結びつける。
- ・ 国際交流センターは、学生の海外研修等への参加の動機付けを目的に、様々な国際交流イベントを開催する。
- ・ 交流大学からの学生民族舞踊音楽グループを引き続き招聘し、県大祭での公演と学生との交流、小学校の訪問やホームステイ等を通じて、相互理解と国際親善を図り、今後の留学生受入に繋げる。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 本学の人的・知的資源を活用して「大学コンソーシアム岡山」の単位互換制度への授業科目の提供を行う。
- ・ COC+事業参加大学と連携し、岡山を志向する科目群に必要な教育コンテンツを共同開発したことから、実施に努める。
- ・ 社会人教育に講師を派遣する。
- ・ COC+事業で設置する地域創生コモンズを核とした他大学との連携を進める。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の推進

ア 理事長（学長）のリーダーシップ

理事長は、管理運営上の諸問題に迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、全教職員に対して決定内容の説明や情報の公開・共有に努める。

また、教職員との意見聴取を適宜行い、対応が必要なものについて、管理運営に反映する。

イ 理事長（学長）の補佐体制

役員（副理事長・学内理事）は、絶えず情報交換を密にして、理事長の意思決定を

サポートするとともに、理事長の方針に基づいて大学運営を行う。

ウ 学部長の役割

各学部長は、各会議の場で学部の意見を的確に述べるができるように、学部の諸会議を十分な時間をとって運営する。同時に、学部長は、その会議で大学運営の方針が教員に理解されるように説明する。

エ 教員組織と事務組織との連携強化

大学教育開発センターは、教職協働を推進するため、部会等での企画立案機能が高めるとともに、教育開発を目的とした3つのカテゴリー（全学研修会、教育開発講座、ワークショップ）の研修会等を開催し、FD・SDの強化を図る。

オ 各種委員会の運営

各種委員会の運営委員会の委員は、審議結果を各部局の教職員に速やかに周知し、情報の共有を図る。特に学部長は、前項ウに努める。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の推進

ア 全学的、中長期的な視点に立って設定した3つの運営方針や事業採択されたCOC+事業に基づいて、各種取組を行うとともに、点検・評価を行いながら改革を推進する。

(運営方針)

- ① 全学教育に教養教育を積極的に導入する。
- ② 国際交流を促進するとともに、グローバル教育を推進する。
- ③ 地域貢献について戦略的に取り組む。

(COC+事業で取り組む3つの柱)

- ① 教育改革
- ② 域学連携
- ③ 産学連携

イ 部局長会議において、本学の取り組むべき重点課題に対する認識や対応の方向性を各学部長と共有し、課題解決に向けた取組に資源を集中するとともに、活動成果を検証して、今後の方針に反映させる。課題解決に関する評価は、経営審議会及び教育研究審議会で行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 公開講座等の実施

(公開講座)

地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究成果の普及と活用を図るため、28年度は情報工学部が担当して公開講座を開催する。

開催にあたっては、COC+事業に基づく地域連携を図る観点から効果的な実施方法を工夫する。

(岡山県生涯学習大学主催講座)

地域に開かれた大学として、地域住民に生涯学習の機会を提供する。28年度はデザ

イン学部が担当して講座を企画する。

(学内開放)

大学祭時の学内開放や夏休み工作教室を実施し、大学、学部学科等の取組みを地域住民や子どもに分かりやすく紹介する。

イ アクティブキャンパスの推進

COC+事業において、連携自治体における地域協働の場である「地域創生コモンズ」の設置を進めていくことから、これまでのアクティブキャンパスをこの事業に関連付けるなど、効果的な実施方法を検討する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 地方独立行政法人評価委員会による評価結果を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、必要な業務の見直しを行う。

また、27年度受審した、公立大学政策・評価研究センターによる大学評価ワークショップの評価結果（ピアレビュー）を評価委員会で点検し、28年度に受審する大学機関別認証評価の自己評価書に反映する。

さらに、地方独立行政法人評価委員会及び大学機関別認証評価機関による評価結果を踏まえ、大学の組織及び業務全般について継続的な見直しを行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果に基づき、適宜、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

評価委員会が中心となり、新たに設置した組織が十分に機能を果たせるよう、他組織との連携のあり方について、点検・評価を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の運用

中期計画中の教員定数の削減方針（9名削減）を着実に進める。（2-1-(3)-ア再掲）

(2) 能力・業績等を反映させる制度の運用

ア 27年度に試行した教員の個人評価を検証し、評価項目、評価方法、実施方法等の見直しを行う。（Ⅱ-1-(3)-ウ-(イ)（項目No.30 再掲）

評価結果の待遇面の反映については、こうした見直しを踏まえ、実施方法を検討する。

イ 教員の個人評価におけるC評価者について、適切なフィードバック方法を検討する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

不要・不急の業務や非効率的な事務処理について、不断の見直しを行うとともに、業務のスクラップアンドビルドを行う。

29年度に運用開始する全学情報システムによる、事務処理の合理化・効率化を検討する。

(2) 事務組織の見直し

- ア 27年度に決定した事務職員の採用方法等の見直しに基づき法人採用職員試験を実施する。
- イ 適正な規模の人員配置を実現するため、組織運営の効率化を図るとともに、非常勤職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。
- ウ 引き続き、教職員に妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知と利用促進を図り、仕事と子育ての両立を支援する。

(3) 事務職員の能力向上

大学事務職員の資質・能力の向上やSD活動を推進するため、事務職員研修計画に基づき、学内研修を実施するとともに、学外研修へ職員を積極的に参加させる。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

- ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢や国公立大学の動向を考慮して判断する。
- イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部資金の獲得

- ア 教員の科学研究費助成事業への申請を支援し、28年度採択結果(27年度申請分)以上の獲得を目指す。

学術研究推進センターにおいて、引き続き情報提供と応募奨励を実施するとともに、支援内容の充実を図る。

29年度科学研究費助成事業の申請及び採択のための研修会等を開催する。

(2-4-(1)-ア 再掲)

- イ 従来活動を着実に継続するとともに、目標を設定し、以下の取組を行う。
 - ・ 地域や企業とパートナー関係をつくり、複数年での質の高い提案型・協働型の共同研究等の増加を図る。
 - ・ 「領域・研究プロジェクト」のプロジェクトを中心にイノベーション・ジャパン等の全国的な展示会等で情報発信を積極的に行い、全国規模の共同研究等の拡大を目指す。

○ 外部研究資金獲得目標 (II-4-(1)-ア-(ア) (項目No.45) 再掲)

資金の種類	目標金額	目標件数
共同研究	30,000千円以上	40件以上
受託研究	55,000千円以上	30件以上
教育研究奨励寄附金	20,000千円以上	40件以上

(3) その他の自己収入確保

学内行事との調整を図り各種試験会場としての利用に積極的に対応し、収入の増加

に努める。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、引き続き、空調自動制御設備や照明制御設備の更新等、教育研究施設等の計画的な修繕を行う。
- (2) 大学運営に支障のないよう十分に調整し、大学施設を一般に開放する。
- (3) 市場の金利動向を踏まえ、金融機関等の定期預金や国債等の証券など、有利かつ確実な金融商品を選定し、短期又は中長期の資産運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 競争性のある調達を徹底するほか、可能な限り競争入札を実施し、経費の節減を図る。
- (2) 部局長会議においてエネルギー使用量を周知し、省エネルギーの啓発、全学的な省エネルギーの徹底を進める。
また、教育研究活動経費の効率的かつ適正な執行に努める。
- (3) 運営費交付金削減に対応するため、継続事業に係る経費の見直しを図りつつ、3つの運営方針などの重点分野については戦略的な予算配分を行う。
また、中期計画中の教員定数の削減方針（9名削減）を着実に進める。（Ⅱ-1-(3)-ア（項目No.24）再掲）

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学教育開発センター等の企画立案機能を強化し、常任委員会や各部局による実施機能及び評価委員会の点検評価機能との連携によるPDCAサイクルの確立に努める。
- ・ 学生の授業評価アンケート、教員の相互授業参観等を実施することにより、教育研究活動を点検・評価し、教育研究の質の向上と透明性の確保を図る。
- ・ 入試実施後には課題を整理し、入試委員会において改善策を速やかに決定し、次年度の入試に反映させる。また、入学者選抜方式は、各学部が行った評価結果により必要に応じて見直す。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ホームページの全面リニューアルを行い、コンテンツの充実や、積極的な情報発信に努めるとともに、新たにスマートフォン用サイトの運用を開始する。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

エネルギー効率に配慮し、空調自動制御設備、照明制御設備等の大規模修繕を長期計画に基づき実施する。

2 安全衛生管理や危機管理等に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもと、引き続き安全衛生教育の充実に取り組み、施設

設備の機能保全及び維持管理を適切に行う。

- (2) 有害物質管理要領に基づき適切な管理・処理を行う。
- (3) 引き続き、教職員の健康管理について各種診断の周知を徹底し、未受診者や再検査等対象者への受診勧奨を適切に実施する。28年度から実施するストレスチェックについては、実施要領に基づき、適切に行う。
- (4) 危機管理ガイドラインに基づく個別マニュアルを順次整備する。また、特定個人情報取扱規程に基づき、マイナンバーの取扱いを適切に行う。

3 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学内規程等の充実や遵守の徹底など、内部統制の強化に努める。
- ・ ハラスメント発生を未然に防ぐため、教職員・学生等に対する意識啓発を徹底するとともに、ハラスメントが生じた場合は早急で適切に対応する。
- ・ 利益相反について教員へ周知を図るなど、利益相反マネジメントを徹底する。
- ・ 他大学や県等が行う人権に関する研修会に積極的に参加させるなど、教職員の人権意識の高揚を図る。
- ・ 障害者差別解消法に的確に対応するために制定した教職員対応要領や、学内での相談窓口の周知に努める。

VII 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VIII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

XI その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

空調設備等の大規模修繕を複数年で計画的に行う。

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度）

区 分	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	2, 0 7 3
補助金	1 6 3
自己収入	1, 1 1 4
授業料及び入学金検定料収入	1, 0 7 1
雑収入	4 3
受託研究等収入及び寄附金収入	7 9
目的積立金取崩収入	2 6 9
計	3, 6 9 8
支出	
教育研究経費	9 2 3
人件費	2, 2 3 4
一般管理費	3 6 4
受託研究等経費及び寄附金事業費等	7 9
施設費	9 8
計	3, 6 9 8

[人件費の見積り]

総額2, 1 9 3百万円を支出する。(退職手当は除く。)

- 1 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する額を算定している。
- 2 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて計算し、その額が運営費交付金で措置されているものとして見込んでいる。

2 収支計画（平成 28 年度）

区 分	金額(百万円)
費用の部	3, 7 1 6
経常費用	3, 7 1 6
業務費	3, 2 1 5
教育研究経費	9 1 5
受託研究等経費	6 6
役員人件費	6 8
教員人件費	1, 7 3 2
職員人件費	4 3 4
一般管理費	4 0 4
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	9 7
臨時損失	—
収入の部	3, 4 4 7
経常収益	3, 4 4 7
運営費交付金	2, 0 5 4
授業料収益	9 1 2
入学金収益	1 0 5
検定料収益	5 4
受託研究等収益	6 6
寄附金収益	1 2
補助金収益	1 0 5
財務収益	—
雑益	4 2
資産見返負債戻入	9 7
資産見返運営費交付金等戻入	6 3
資産見返寄附金戻入	1 2
資産見返補助金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	1 9
臨時利益	—
純利益	△ 2 6 9
目的積立金取崩額	2 6 9
総利益	—

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費等を含む。
 特定寄附金等に係る経費は、教育研究経費に含む。

3 資金計画（平成 28 年度）

区 分	金額(百万円)
資金支出	4, 3 3 4
業務活動による支出	3, 6 0 2
投資活動による支出	7 7
財務活動による支出	1 8
翌年度への繰越金	6 3 7
資金収入	4, 3 3 4
業務活動による収入	3, 3 3 0
運営費交付金による収入	2, 0 7 3
授業料及び入学金検定料による収入	1, 0 7 1
受託研究等収入	6 6
寄附金収入	1 2
その他の収入	1 0 8
投資活動による収入	9 8
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	9 0 6

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金 80 百万円及び目的積立金残額 826 百万円である。